

令和6年度第1回東久留米市社会福祉審議会及び令和6年度第1回包含計画検討部会
会議録

日時：令和6年4月3日（水）

午後7時00分～9時00分

場所：703会議室（市役所7階）

【事前配付資料】

資料1「市民アンケート調査結果報告書」

資料2「現行計画（第3次改定）の振り返り」

資料3「次期計画の構成（案）」

1 開会

事務局：

定刻となりましたので、会議を始めます。本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

ただ今より、令和6年度第1回東久留米市社会福祉審議会及び包含計画検討部会を開催します。

会議は市社会福祉審議会条例第6条の規定により、審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっています。本日は全員出席していますので、会議が成立していることをご報告します。

2 東久留米市社会福祉審議会臨時委員の委嘱書の交付

事務局：

それでは次第にそって進めます。次第の2「東久留米市社会福祉審議会臨時委員の委嘱書の交付」です。

前回の令和5年度第3回社会福祉審議会の中で、地域福祉計画に包含して策定します再犯防止推進計画と成年後見制度利用促進基本計画の検討に際し、本審議会に部会を設置すること、また、部会の委員として、会長、成年後見との関係が深い〇〇委員と●●委員、さらに、再犯防止及び成年後見の各々から、専門の方をお一人ずつ、臨時委員として市長より委嘱することについて、会長よりご提案いただき、委員の皆様にも、ご承認いただきました。

部会名及び臨時委員の指名については、会長と事務局で調整をし、部会名は「包含計画検討部会」とし、臨時委員については、再犯防止に関する方といたしまして、北多摩北地区保護司会東久留米分区、分区長の△△様に、成年後見に関する方といたしまして、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート田無地区サブリーダーの▲▲様にお願いいたしま

す。

本来であれば、市長より委嘱書を交付するものでございますが、公務で欠席のため、代理として、福祉保健部長より、交付いたします。

また本日、△△様は欠席のため、この場で直接、委嘱書を交付することはできませんが、委嘱日につきましては、本日付といたします。

(委嘱書交付)

3 委員自己紹介・事務局紹介

事務局：

続いて次第の3「臨時委員自己紹介・事務局紹介」です。まず、包含計画検討部会の臨時委員の方より、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(委員自己紹介)

事務局：

ありがとうございました。人事異動がございましたので、併せて事務局の紹介もさせていただきます。

(事務局自己紹介)

事務局：

会議の傍聴に関しては、令和5年度第1回審議会でご確認いただいたように、傍聴希望があれば入っていただくことにしていますので、ご承知おきください。

(傍聴者入室)

4 配付資料の確認

事務局：

続いて、「次第4.配付資料の確認」です。

本日机上に配付しています資料について、確認をお願いします。

まず、今回の審議会の次第が1枚。

資料1「市民アンケート調査結果報告書」として製本版が1部。

資料2「現行計画（第3次改定）の振り返り」と書かれた資料が1部。

資料3「次期計画の構成（案）」と書かれた資料が1部。

会長提供資料「地域福祉計画の基本的理解」と書かれた資料が1部。

以上です。配付資料の漏れ等がありましたら、事務局にお申し出ください。

事務局：

それでは、ここから議事進行を会長にお願いします。

会長：

年度明け早々お集まりいただきありがとうございます。ご紹介がありましたように、包含計画検討部会の臨時委員として、お二人が委嘱されました。

本日は、令和6年度第1回東久留米市社会福祉審議会とあわせて、第1回包含計画検討部会を合同で開催することとし、ご出席いただきました▲▲委員におかれましては、ぜひ積極的なご意見を賜ればと思います。

(会長提供資料等の説明)

次第にはありませんが、私から資料を提供しています。本審議会の立ち位置を確認できればと思い、冒頭お時間いただき説明いたします。

第1回目に、本審議会の在り方について説明いただいておりますが、おそらくそれぞれの理解の違いがあり、わかりにくい部分があるため、今後中身に入った際、肝心な部分に時間を割けず、違う部分に時間を割くことになってしまうのは、計画としての意味が異なってくる可能性もあるため、本計画の立ち位置に関して確認したいと思います。

お手元の地域福祉計画の基本的理解という資料をご覧ください。

地域福祉計画は、社会福祉法が改正され、地方公共団体、東久留米市でも策定しなければいけないです。地域住民の合意をもって、地域の実情に応じた地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組むための有力な手段として法定化されたと記されています。さらに分かりやすい表現として、地域福祉を進めるためには、地域の実情、つまり地域には違いがあるため、その地域における取り組みの水準をきちんと定めなければなりません。

地域福祉計画は特に「地域に住む方」の合意形成が大事だと言われています。そしてもう1つ大事なポイントは、その地域の福祉全体を俯瞰する道具が、地域福祉計画です。子どもや障害者、高齢者を含む福祉全体を網羅しつつ、水準を決めていくということです。住民、福祉事業者、ボランティアといった方々の理解を得て地域福祉計画を策定していきます。今は高齢、障害、児童福祉にまたがること、つまり「包括的支援体制」を作って進めていくよう言われており、分野ごとに課題を切り分けていくのではなく、まとめて一緒になって対策を考えていく「包括的支援体制」という仕組みづくりが求められています。これらの共通認識を図っていく役割を地域福祉計画は担っています。

資料裏面にある「地域」の捉え方の図を参考にするとわかりやすいです。この図にある「①人権施策」から「⑬まちづくり施策」といった多くの施策と関わり合いながら、社会福祉施策が進められていくことを示しています。法律的にいくと、それぞれが分けられていますが、一方で社会福祉施策は、様々な施策と連携して執り行われているといった考え方で

す。社会福祉施策の中でも地域福祉施策は、他の施策を横ぐしで刺す、あるいは何か関連した際は、一緒に働きかけを行っていく役割が含まれています。

地域福祉計画は各計画の「上位計画」と呼ばれていますが、各計画をまとめて上から指示する意味での計画ではなく、共通理解を担う部分という意味で「上位計画」と考えていただきたいです。

これまでアンケートなどで、多くの意見を拾ってきましたが、枝葉の部分の議論から、幹の部分の根本的な議論をしていくことを思い出しながら、議論いただければと思います。皆さんの発言を抑えてくださいと言う意味ではなく、幹の部分の根本的な議論を進めるには、枝葉の部分の議論が重要となるため、これからも、そういった部分については、ご発言お願いします。例えば本日の次第7「次期計画（第4次改定）の構成（案）について」は、正に幹になっていく部分であるため、こういった部分に皆様のお力を凝縮した議論にしたいと思っています。

では、これに関連して事務局より今後の流れ等について説明をお願いします。

事務局：

では、事務局より改めて、今後の審議会について、また、本日の審議会でご審議いただきたいこと等について、お話をさせていただければと思います。

ただ今、会長よりお話をいただきましたが、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が各福祉分野の上位計画として位置づけられ、次期計画では、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を定める必要がございます。皆様におかれましては、改めてそのことについて共通認識をお持ちいただき、ご議論いただければと思います。

本日の審議会におきましては、次第7「次期計画（第4次改定）の構成（案）について」を中心に議論いただきたいと考えています。昨年度におきましては、市民アンケート調査や福祉関係団体調査、また、現行計画の振り返り等を行い、次期計画の策定に向けた情報収集等の準備を進めてきました。本年度はいよいよ、本日ご審議いただきます、計画の構成（案）から始まり、骨子や素案、策定に向けて進めていく期間です。アンケートや皆様からいただいた貴重なご意見等をしっかりと活かし、計画の策定につなげていければと思います。

また、次第6「次期計画の視点について」でもご説明させていただきますが、委員の皆様より、ご提出いただきました、ご意見シートの内容を資料2「現行計画（第3次改定）の振り返り」に反映しています。皆様からいただきましたご意見については、資料3「次期計画の構成（案）」から骨子、素案と発展させていく中で、こういった形で反映ができるのか等、ご審議いただければと思います。

5 市民アンケート調査の結果について

事務局：

それでは、市民アンケート調査の結果について、ご説明いたします。お配りの資料1「市

民アンケート調査結果報告書」をご覧ください。

当報告書では、目次にもありますとおり、第1章「実施概要」、第2章「調査の全体結果（一覧）」、第3章「調査の全体結果（設問毎）」、第4章「調査結果からの考察」について記載しており、また、参考資料として、自由記述欄に記入いただいたご意見、実際に送付したアンケート調査票も添付しています。非常にボリュームがございましたので、この場では、第4章「調査結果からの考察」を中心にご報告します。

まず、報告書1ページ目の第1章「実施概要」についてですが、調査対象といたしましては、市内在住の18歳以上の市民2,000名を無作為に抽出し、行いました。回答は842名の方にご回答いただき、回答率は、42.1%でした。2ページには報告書の見方及び標本誤差について記載しています。

3ページから10ページにかけて、第2章「調査の全体結果（一覧）」についてです。設問毎の回答状況を一覧で記載しています。

続いて、11ページから36ページにかけては、第3章「調査の全体結果（設問毎）」についてです。ここでは、各設問における選択肢毎の回答率等について記載しています。また、各設問に対してご意見がある場合には、本アンケート調査の問35の自由記述欄に記入いただくこととしています。各設問に対して、多くのご意見をいただきましたので、ご意見があった設問については、回答率等とあわせて当該ご意見を適宜記載しています。

では、37ページをお開きください。ここからは、第4章「調査結果からの考察」についてです。ここでは、回答者の年齢や性別、世帯構成等の属性、また、属性毎の選択肢への回答結果の傾向等から、市民の地域福祉への意識や関心、また、それに伴う必要な支援や仕組み等の考察を行うものです。まず、回答者属性について、37ページから40ページに記載しています。

「性別」については、調査結果は母集団の意見を概ね反映しており、「年齢」については、回答者の年齢層を大きく3つの区分に分けて考えますと、表にもお示しのとおり、65歳以上の回答者の割合が母集団に比べても約11%高いことから、調査結果は、65歳以上の意見がやや強く反映されているものと考えられます。

1枚めくって、「世帯構成」についてです。全体では、「夫婦と子ども（二世帯同居）（35.0%）」が最も多く、次いで「夫婦のみ」（28.4%）、「ひとり暮らし」（14.1%）となっており、また、「ひとり暮らし」と回答した人の割合は、65歳以上が6割半ばを占めています。

続いて「同居状況」についてですが、表にお示しのとおり、「いずれもない」（61.5%）が最も多く、また、地域別で見ましても、全体結果と概ね同様の傾向でございました。

続いて、39ページ、「居住形態」についてですが、全体では、「持ち家（一戸建て）」（58.9%）が最も多く、駅周辺にかかる第3ブロック（東本町、新川町1丁目、本町）のみ、マンションなどの共同住宅が7割強を占めている状況です。

続いて、「居住年数」についてですが、全体では、「30年以上」（38.5%）が最も多く、次いで「5年未満」（15.1%）となっており、地域別で見ましても、全体結果と概ね同様の傾向

でした。

1 ページめくって、40 ページ、「居住地域」についてですが、全体では、「第4ブロック」(16.9%)、次いで「第6ブロック」(16.4%)、「第7ブロック」(14.1%) となっており、市内の地域別人口と照らしても大きな差が出ておりせんので、概ね市内の実情を反映しています。各地域における年齢層毎の回答率は表にお示しのとおりです。

続いて、41 ページをご覧ください。ここからは回答者の属性等を分析し、市民の地域福祉への意識や関心、また、それに伴う必要な支援や仕組み等の考察を行うものです。

まず、考察1「地域への愛着、居住意向」についてです。調査結果からの考察を先に記載しています。

調査結果からの考察として、地域に愛着を感じる人が全ての地域で6割を超え、また、居住年数の長短、住んでいる地域に関わらず、地域に愛着を感じている人の割合が6割以上であることが本市の長所であること等があげられ、こうした結果から、地域への愛着を実際の市民同士のつながりに結び付け、そこから、支え合う地域づくりを進めていくことが重要であるとしています。

考察の根拠となる主な属性分析については、地域に愛着を感じると回答された方の率が高いことや、住まいの地域の居住意向が「可能な限り、生活したい」とされた方がの率が高いこと、またそのクロス集計等、また前回調査と単純比較はできないものの市外に転居したい方の率が減っていることなどを記載しています。

続いて、43 ページをご覧ください。考察2「近所付き合い、地域の暮らし」についてです。

調査結果からの考察(①地域のつながり)についてですが、市内のどの地域においても、となり近所とは「あいさつ程度」の付き合いが多く、また、地域のつながりを感じていない傾向が見られます。さらに、「地域のつながりの必要性」について、前回調査(平成25年度)よりも、必要であると回答した人の割合は低下しているものの、依然として7割を超える市民が「地域のつながりの必要性」を感じていることから、今後も、地域のつながりづくりが重要なテーマとなると考えられます。そのためには互助意識の顕在化する機会の創出が期待され、例えば、防災訓練での多世代交流や、安否確認のための世帯訪問など、福祉や防災への関心を関係性の構築に活かす工夫等も考えられます。

次に、調査結果からの考察(②支援が必要と思われる世帯)についてですが、市内のすべての地域において、老老介護、8050 問題、ひきこもり等の支援が必要と思われる世帯を見たり聞いたりしたことがあるとの結果が見られます。また、孤独感を感じている人は、全国の調査結果と同程度でしたが、その中で回答数が36 と少ないながらも率で見ると、性別がその他、若年層、ひとり親世帯などの方が回答をしている傾向です。さらに今後は、高齢化や不透明な経済状況などにより、さらに孤独を感じる人等が増えていく可能性も考えられます。そういった方々をいち早く発見し、支援につなぐ取り組みが重要であり、そのためには、従来の福祉関係部門だけでなく、住居や就労、教育などの部門、また、生活インフラ事

業者等、幅広い連携を強め、本人や世帯に伴走して課題解決の支援をしていく仕組みが求められるとしています。

考察の根拠となる主な属性分析です。下段にあるように、隣近所との付き合いは「あいさつ程度」が最も多い中、「ほとんどない」の属性を深掘したところ、ご覧のような属性において、「ほとんどない」の率が多い状況です。

44ページをお開きください。孤独・孤立の関連から「親しい方とのコミュニケーションの状況」を伺っています。週1回以上コミュニケーションのある方においては、20～74歳まではSNS等が最も多く広く普及していることがわかります。75歳以上においては「直接会う」「電話」のコミュニケーションが多くなっています。また、孤独感が「しばしばある・常にある（週1回以上）」方は4.3%でした。先ほど申し上げましたとおり回答数が少ない状況ですが、ご覧のような属性の方のご回答が若干目立つという状況です。

45ページにある孤独感について、国との差異ですが、本市の回答は孤独感が「決してない」とする方が国の倍近い率でした、それより右の孤独感を感じる方がいる方の率は国の結果より低いといった状況でした。中段以下は居住地域の「地域のつながり」の実感度です。年齢別・地域別とも「地域のつながりを感じない」とする回答が多くなっています。

46ページをお開きください。前ページの現状がある一方で、地域のつながりの必要度を伺った質問では「必要である」とした回答が、年齢別・地域別とも高く、全体では70.9%でした。しかし、10年前の計画策定時の調査と比較しますと、16.7%低くなっている状況です。

続いて、48ページをご覧ください。考察3「地域の活動」についてです。調査結果からの考察（①地域活動への関心）についてですが、市民が参加したい（しやすい）地域活動の条件として、同じ関心や志向を持つ人同士の活動、また、時間や期間にしばられない活動であることがわかりました。また、地域の愛着度が高い人は、地域活動への参加意欲も高いことがわかり、地域活動の活性化が地域への愛着を高め、ひいては地域づくりへの関心につながるものと考えられます。また、地域活動の活性化においては、自治会や町内会、自主防災組織等の従来の活動だけでなく、活動同士がつながり、そこにより多くの市民が参加して一緒になって地域づくりを進めていくという考え方も重要になります。そのためには、地域に必要な活動の創出や活動同士をつなげる等のコーディネート機能・役割等も重要であると考えられます。

次に、調査結果からの考察（②地域の居場所・交流）についてですが、市民が良く利用する場所として回答した、商業施設やカフェ、公園などの多種多様な資源や自然環境等を活かし、あらゆる世代にとって居心地の良い地域の居場所が増え、そこで市民同士の様々な交流やつながりが生まれるように、市民や団体等のあらゆる主体の意欲とアイデアを支援・促進する取り組みが求められています。また、今後は、地域の居場所として、リアルな交流だけでなく、コロナ禍で普及したオンラインによる交流も考えられます。

考察の根拠となる主な属性分析については、49ページに参加しやすい地域活動につい

て、50ページに地域福祉に関する活動や組織の認知度について記載しています。

続いて、51ページをご覧ください。「考察4 相談や情報について」、「調査結果からの考察（①相談支援）」についてです。日常生活の困りごとについては、親族や友人等の気心の知れた人に相談する傾向が伺えます。この結果からも、市民同士の交流が増えれば、相談相手となり、困りごとの解決等につながる可能性が考えられ、市民同士の交流の場が増えるよう、市民、地域活動・団体等と協力する体制が必要になります。

また、市民アンケート調査から、どこに相談していいかわからない困りごとがある方が一定程度いることがわかりました。今後は、相談窓口の一層の周知、相談員のスキルアップ等、また、相談支援にかかわる関係者の連携協力による、アウトリーチ体制やネットワーク体制の強化等が必要であると考えられます。

また、「調査結果からの考察（②情報提供）」についてです。市の福祉サービスに関する知識や情報の入手方法として、「市広報やパンフレット」が重要であること、また、多くの市民がスマートフォンやタブレット等を利用していることもわかりました。今後は、デジタル技術の発達も踏まえ、積極的にデジタルツールを活用していくことはもちろん、年齢や障害などによりスマートフォンやタブレット等が利用できない人にも配慮し、デジタル・デバイドを解消する取り組みも重要であると考えられます。

考察の根拠となる主な属性分析については、52ページから54ページに記載しています。

続いて、55ページをご覧ください。「考察5 災害への備え」、「調査結果からの考察」についてです。市民の7割強は災害への何らかの備えをしており、また、地域防災活動に協力する意識をもっていることがわかります。実際に災害が発生した際に、市民同士で避難支援活動ができるよう、日頃から顔が見える関係性を作る機会を増やすことが重要です。また、一方で、災害への備えを「特にしていない」人もいることから、防災施策において、要配慮者に接する機会の多い行政や関係機関を通じて、日頃から備えることの必要性について、市民に継続的に普及・啓発していくことも重要だと考えられます。

考察の根拠となる主な属性分析については、55ページ中段から56ページに記載しています。

続いて、57ページをご覧ください。「考察6 権利擁護支援」、「調査結果からの考察」についてです。

成年後見制度については、一定程度認知されており、また、回答人数が少ないものの、病気で寝たきりの人がいる世帯での利用意向は、8割と多くなっています。権利擁護制度へのニーズは、高齢者の増加等により今以上に高まることが予想され、任意後見制度や社会貢献型後見人（市民後見人）、親族後見人等の周知、社会福祉協議会や専門職団体等と連携した権利擁護や相続等の相談の場の周知、相談体制の強化等が重要だと考えられます。

考察の根拠となる主な属性分析については、57ページ中段から59ページに記載しています。

続いて、60ページをご覧ください。「考察7 立ち直りを支援するまちづくり（再犯防止）」、「調査結果からの考察」についてです。

現状としては、市民の中で、再犯者等の立ち直りを支援する活動や民間協力者の取り組みについては浸透していないものと見られます。立ち直り支援に重要な「就労支援」や「住まいの確保支援」等の取り組みを進めるためには、地域の理解や協力が必要であり、そのために、市民への意識啓発や、企業や関係団体等への協力に向けた働きかけを行っていくことが必要であると考えられます。考察の根拠となる主な属性分析については、61ページに記載しています。

また、以降のページについては、参考資料として、自由記述欄にて記入いただきましたご意見と、実際に市民の皆様へ送付したアンケート調査票を掲載しています。

市民アンケート調査の結果については以上でございます。

会長：

大変ボリュームのある内容を、かいつまんでご説明いただきました。読み込んでいくと、なかなか面白い内容になっていたと思います。

このアンケート、そして後からご説明いただく、委員の皆様からのご意見は、材料として骨子づくりに反映させます。

事務局説明に関して、ご質問・意見はございますか。あるいは、事務局から補足などございますか。振り返ってご質問いただいても構いませんので、ご意見いただきたいと思います。

委員：

確認させてください。前回作成した時と回答率は変わらないですか。

事務局：

前回の回答率は今回よりも低く、36.9%です。

委員：

年齢別でも前回と比べて、60代の方が多かったですか。

事務局：

前回も今回の傾向と同様、60代以降の方の回答率が高かったです。

委員：

ありがとうございます。

6 次期計画の視点について

会長：

ありがとうございました。続いて、「次第 6. 次期計画の視点について」事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、次期計画の視点について、事務局よりご説明いたします。資料 2「現行計画（第 3 次改定）の振り返り」をご覧ください。

委員の皆様には、次期計画の視点や地域福祉等に関するご意見を伺うため、「ご意見シート」の提出をお願いしていました。大変お忙しい中、沢山のご意見をいただき誠にありがとうございます。

ご意見シートには「次期計画の視点」に関するご意見、これからの地域福祉に関するご意見、また、前回の審議会の中でご報告いたしました関係団体調査結果報告書の中でこれから重要と思う意見、以上の 3 点についてご記入いただきました。

委員の皆様からいただきましたご意見、また、市民アンケート調査結果から重要と思われる内容について事務局で整理し、資料 2「現行計画（第 3 次改定）の振り返り」に反映いたしましたので、ここでは、その内容について、ご紹介します。

資料 2「現行計画（第 3 次改定）の振り返り」の 4 ページをご覧ください。まず、第 4 章「新たな支え合いをめざす」第 1 節「ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり」についてです。4 ページの下段から 5 ページにかけて、皆様からいただきましたご意見を記載しています。

次期計画の視点では、「地域福祉コーディネーターの認知度の向上や増員の必要性」、「住民同士の共助の取り組みの意識はもちろん、住民だけでなく、様々な関係機関が一緒になって取り組みを進めていくことが大切」、「包括的支援体制の構築に向けた地域福祉コーディネーターの役割、方向性の再整備」、「地域福祉コーディネーターのあり方について焦点化し、地域ネットワークの連携を確立したうえで周知に努めることが必要」等が挙げられました。また、関係団体調査結果報告書の中で重要だと思われる意見については、「自治会に加入していても、つながりが少なく、関わろうとしない。役員のなり手不足」が挙げられました。

続いて、6 ページ、第 2 節「地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ」についてです。6 ページの中段から 7 ページにかけて、皆様からいただきましたご意見を記載しています。

次期計画の視点については、「従来の福祉分野に限らず、環境、産業等の分野との連携、協働の必要性に触れるべき」、「個別支援や地域支援の担い手として、地域福祉コーディネーターに特化するのではなく、例えば地域包括支援センター等あらゆる主体が役割を担うことを念頭に置くべきである」、「地域の活性化に向けて、地域での実際の取り組みを吸いあげ、市内の学校や福祉施設等のあらゆる社会資源を活用する必要がある」、「地域資源の発見について、課題別に地域資源の整理ができないか」、「若い世代が地域の活動に関心を持ち、つ

なげられるようなことが必要」等が挙げられました。

また、関係団体調査結果報告書の中で重要だと思われる意見については、「地域への支え合いを推進していくには、現在ある社会資源の見直しや評価をすることが必要と思われる」等が挙げられました。

続いて、8ページ、第5章「地域の福祉課題に対応する」第1節「支援付き地域づくり」についてです。8ページの中段から下段にかけて、皆様からいただきましたご意見を記載しています。

次期計画の視点については、「住民意識の醸成の明確化が前提として必要。醸成されるまでに必要なプロセス、働きかけ、マネジメントを整理したうえで、弥生地区での更なる深化、他地区への波及に触れるべき」、「圏域の設定は、関係機関が協働するうえで重要であり、そこに多世代が交流できる拠点を設け、圏域にアウトリーチできる地域福祉コーディネーターを着実に配置していくことが今後大切になる」等が挙げられました。

また、関係団体調査結果報告書の中で重要だと思われる意見については、「孤立やひきこもりを防ぐための支援、居場所作りなどについて、新たな場や制度を作るだけでなく、既存の制度やサービス、様々な地域をつなぐネットワークを構築することが必要」等が挙げられました。

続いて、10ページ、第6章「地域福祉を推進する公助の役割」第1節「利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備」についてです。10ページの下段から11ページにかけて、皆様からいただきましたご意見等を記載しています。

次期計画の視点については、「包括的相談体制について、窓口は、どこか1つの窓口が一括して担うのではなく、どの分野からでも必要な分野に繋がることのできる体制の構築が必要」との意見がある一方で、「児童、障害、高齢部門等、相談窓口の一本化が必要」等のご意見も挙げられました。権利擁護については、「虐待防止についても触れるべき」「成年後見制度の利用者や市民後見人の評価検証を行う必要がある」等が挙げられました。

また、11ページの中段に記載のとおり、市民アンケート調査の結果から、「相談先がわからない困りごとが「ある」と回答した人は1割近くおり、中でも、病気で寝たきりの人がいる世帯、生きづらさを感じている人がいる世帯、地域に愛着をまったく感じない人の「ある」の割合が高い」等がわかり、関係団体調査結果からは、「対応できない困りごとに、孤独・孤立、ひきこもりが上位に挙げられた」ことがわかりました。

続いて、12ページ、第2節「利用者への情報提供の充実」についてです。同じく12ページに皆様からいただきましたご意見を記載しています。

次期計画の視点については、「デジタル化への対応も大切だが、お年寄りにはこれまでの既存のツールも同時に提供していくことも大切」が挙げられました。

また、12ページの中段に記載のとおり、市民アンケート調査の結果から、「市の福祉（サービス）に関する知識や情報の入手方法は、市広報「ひがしくるめ」やパンフレットが多いこと」、「多くの市民がスマートフォン、パソコン等を使用している」ことがわかりました。

続いて、13ページ、第3節「在宅療養の推進 在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために」についてです。13ページ下段に皆様からいただきましたご意見を記載しています。

次期計画の視点については、「障害者の所得はほとんどが親の保護によるところが大きい
ため、ストマのように日常的に必要な装具については、身体障害者手帳保持者に限定せず、
「サービス等利用計画」で取り上げることで対象になるよう検討が必要」が挙げられました。

続いて、14ページ、第4節「生活自立支援施策の充実」についてです。15ページの中
段から16ページにかけて、皆様からいただきましたご意見等を記載しています。

次期計画の視点については、「生活困窮に陥る構造や現状などを理解する機会が必要」、
「相談にあがる前の段階の取り組みが重要」「従来の福祉分野に限らず、様々な分野との困
窮事前支援対策を共有できる取り組みの必要性」等が挙げられました。

また、関係団体調査結果報告書の中で重要だと思われる意見については、「複雑化してい
る福祉問題に対応するには、様々な機関・団体が、顔が見えるコミュニケーションの推進を
図っていくことが必要」等が挙げられました。

続いて、17ページ、第5節「災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援
計画）の推進」についてです。17ページの中段から18ページにかけて、皆様からいた
だきましたご意見等を記載しています。

次期計画の視点については、「福祉避難所の具体的整備について触れるべき」、「現行計画
は避難支援のみなので、次期計画では避難所運営支援にも触れるべき」、「災害について、東
京都や埼玉県防災計画も視野に入れた対策を検討する」等が挙げられました。

また、関係団体調査結果報告書の中で重要だと思われる意見については、「自主防災組織
を作り、支援を受けたい」が挙げられました。

続いて、19ページ、第6節「参加と交流の促進」についてです。20ページに、皆様か
らいただいたご意見等を記載しています。

次期計画の視点については、「商工会では、軽作業等の仕事の切り出しを、地域のコミュ
ニティカフェでは、障害者の実習を受け入れていること等も掌握してほしい」、「旧下里小等
の公共施設を開放する等、世代を超えた人々が交流できる居場所づくりが必要」等が挙げら
れました。

また、市民アンケート調査の結果から「市民がよく利用する場所としては、商業施設、カ
フェ、レストラン、飲食店、公園」であることがわかり、また、関係団体調査では、「自治
会、町内会の解散を耳にする。向こう三軒両隣のような意識を向上させる手立てが必要」と
の意見がありました。

続いて、21ページ、第7節「福祉のまちづくりの推進」についてです。21ページに、
皆様からいただきましたご意見等を記載しています。

次期計画の視点については、「バリアフリーマップを作り、市内全域に配布できるように
する。相談窓口も記載する」が挙げられました。

また、関係団体調査結果報告書の中で重要だと思われる意見については、「孤立やひきこもり等困っている人に対して、施策や民間の活動が当事者に十分伝わっていない。地域資源の周知が必要」が挙げられました。

最後に、22ページに「これからの地域福祉及び計画推進に関するご意見」を記載しています。

ご意見としては、「各種計画、分野共通でもつ視点を整理する必要がある」、「目標だけでなく、しっかりと計画を実現するためPDCAの仕組みを考える必要がある」、「進捗状況を定期的に確認するため、委員会等で検討する機会を設ける」等が挙げられました。

次期計画の視点については以上です。

会長：

ありがとうございました。こちらも盛りだくさんで、事務局が、整理するのも大変だったと思います。また、皆様から出していただいたご意見を、反映して進めていただいたと思います。こちらについてご意見ございますか。

委員：

14ページのこども家庭センターが改定されたということでしたが、どんな機能なのか、この場で説明していただけますか。

また、12ページ、生活困窮者事業について、現在、東久留米市は、社協に委託している部分も多くあると思いますが、市としては、どのように考えているか伺いたいです。

会長：

2点ご発言いただきました。まず1点目は、14ページ、「2 連携に基づく事業推進の視点」にある「令和6年度設置予定の「子ども家庭支援センター」との連携も進める。」について、この新しい制度の仕組みについてご説明をいただければといった質問でした。

事務局：

ホームページには、「子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合的な支援を目指して設置され、育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みにも応え、地域の子育て支援活動の推進も図っていきます。「困ったな」と思ったら、ひとりで頑張らずに、気楽に相談したり、遊びに来てください。お待ちしております。」と書かれています。

委員：

子ども家庭支援センターから、こども家庭センターになって、何が変わったのか教えていただけますか。

事務局：

先に、生活困窮者事業について説明いたします。今後の進め方に関してですが、市が直営で運営をしており、委託は考えていません。

事務局：

こども家庭センターについては、資料が手元にないのですが、私の認識としては、子ども家庭庁が発足され、それを受けて市で検討し、進めていくなかで設置されたという部分です。説明が必要でしたら、改めて共有させていただきます。

委員：

せっかくの場合なので、こども家庭センターを紹介していただければと思いました。

会長：

子ども家庭支援センターから、こども家庭センターに変わった点について、内容の確認・質問でした。

子ども家庭支援センターについては、事務局の発言にあった内容ということでしたが、こども家庭センターとの違いといった点については、次回で構いませんのでご説明をお願いします。

会長：

こういった公共事業については、全国平均でいうと、大体半分くらい社協が担っていて、残り半分は、それ以外が担っています。よって、いろいろな考え方、捉え方、仕組みがあります。東久留米市の場合は、直営で委託は考えていないということでした。

アンケート調査、皆様からのご意見から、こういった方向性、柱立てが望ましいかといったご意見があれば、ぜひご発言ください。

委員：

社協に委託をされる予定だとしたら、想定が変わってくると思い、質問しました。

会長：

委託が予定としてあるならば、変わってくる可能性があるためご質問されたということですか。

委員：

そうです。

会長：

皆様からいただいたコメントが網羅されていると思います。その部分へのご発言でも結構ですし、資料や事務局説明を通して疑問を持たれた部分についても構いません、いかがですか。

委員：

生活困窮のことですが、都内でも 12/62 が委託となっており少ないです。生活困窮に関しては、いろいろな主体があり、NPO と他の団体、そして社協で受託しているところは 12 です。ただ社協で受託しているところは、ボランティアセンターや地域福祉コーディネーターと連携しながらやっている状況があると思います。そういった意味では、社協がやる・やらないに関わらず、生活困窮の取組は、いろいろな関係団体と地域の連携はあると認識しています。

それ以外で 2 点ほど、感じた事をお伝えします。

6 ページの「第 2 節 地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ」について考えた点として、地域のつながりを大事だと考える人が多いというアンケート結果がありましたが、一方で、地域のつながりや支え合いを身近に見たり聞いたりした人が、少ないという結果も出ています。こういったことから、具体的なつながりの必要性が、市民に見えていないと感じました。聞いたことはあっても、なかなか身近に見たことがない方が多いため、こういった支え合いが新たに必要だと思いました。

20 ページで、よく利用する場所として「あなたが身近な地域（自宅以外）で利用する場所がありますか」と聞いており、スーパーなどが一番多くなるのは必然的傾向だと思いました。それ以外に、カフェや公園が意外と多いと思いました。また、カフェ等の割合が上がっており、市民が身近に利用する場所が、こういったところが多いのだとすると、こういった場で、障害者の方が働いている姿を目にすることができ、高齢者の方が安心して利用できるということが、つながりや支え合いを身近に感じる人が多くなることにつながると思いました。

会長：

二つのコメントをいただきました。いずれにしても実践や現場につながるといった活動が、現状できていないといったご意見だったと感じました。

今の発言についてご意見あればお願いします。

事務局：

いただいたご意見を、今回の地域福祉計画へ反映させたいと思いました。

会長：

その他、いかがですか。

20ページにある委員のコメント「地域の人と人をつないでいくには、子供や大人、高齢者など共通するキーワードのもと、つないでいくことが大事だと考えます。現状でのキーワードは「災害」だと思います。」を見て、私も同じことを感じました。こういった点が、災害の時に生きますし、また、災害の備えとして、やるべきことです。

一方で、つながりや協力し合うといったことは、必ずしも看板として災害を掲げなくとも、今やっていることが災害につながるという、「素地」になっていくことを入れられると、日ごろの取り組みが、災害時につながるという言い方になると、各計画でやっていることが、災害時のつながり強化につながっていくのではと思いました。

委員：

14ページの自立相談支援事業に関してです。私は、学齢期と青年期の障害の支援をしていますが、最近乳幼児の相談が多く、そういった時に専門的なつながりを付けてもらわないと、相談が来たときにお断りする状況が出てくるため、各所、発達支援センターなど公的なものもあるので、公的な部分と民間のつながりを考えていかないといけないと思いました。

会長：

大事な視点です。こういった感じで掘り下げていくと大事な話が、たくさん出てきます。本当は、ゆっくり時間をかけて振り返ることが良いと思いますが、時間に限りがあり、もう一つ触れておかないといけない議題があるため、次に移ります。

7 次期計画（第4次改定）の構成（案）について

会長：

続いて、「次第7.次期計画（第4次改定）の構成（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、次期計画（第4次改定）の構成（案）について、事務局より説明いたします。

資料3「次期計画の構成（案）」をご覧ください。

次期計画の構成案については、1ページ目上段の考え方にもお示しのとおり、国の「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」を踏まえた計画構成としています。また、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を地域福祉計画の施策の一部として記載しています。

また、皆様には繰り返しお伝えしていますが、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が各福祉分野の上位計画として位置づけられ、各福祉分野が共通して取り組むべき事項、また、包括的な支援体制の整備に関する事項等を盛り込む必要があり、次期計画においては、この点をしっかりと踏まえた内容にしていく必要があります。

冒頭にもお伝えしましたが、この構成案が、まさに次期計画のスタートとなり、ここに肉付けをしていく流れとなりますので、ご承知おきください。

それでは、下の表をご覧ください。

左の列には、現行計画の構成を記載していますが、あくまで参考までにご覧いただければと思います。真ん中の列には、次期計画の構成案について、右の列には、次期計画の構成案の各施策に対応いたします、地域福祉計画の策定ガイドラインの取り組み事例を記載しています。

次期計画の構成案の内容についてです。

主な構成については、全部で5章からなり、第1章では、計画の基本的な事項を、第2章では、当市における現状と課題を、第3章では、次期計画の方針等を記載する予定です。第4章では、各施策の取り組みについて記載し、第4章の施策の取り組みの一部を、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画と位置づける予定です。第5章では、重点事業や指標の設定等、計画の推進方策について記載をし、最後に、資料編として策定体制や策定経過について整理して記載する予定です。

第3章「計画の基本方針」、第4章「施策展開」について、内容を一緒にご確認いただければと思います。

まず第3章「計画の基本方針」についてです。ここでは、次期計画の基本理念、基本目標、施策体系、また、圏域の考え方について記載するものです。

特に、基本理念、基本目標については、市民の皆様に、地域福祉計画がこういったものであるかをお示しする重要なものです。

続いて、第4章「施策展開」についてです。施策は全部で4つ設けています。

まず、施策1の「つながり、支え合う地域づくり」についてです。本施策を進めるにあたり更に3つの事業を設けています。(1) 住民主体の交流・活動の場づくり、1ページめくって(2) ボランティア・地域活動の促進(市民、団体、事業者等の多様な主体の参画)、(3) 社会とのつながる環境づくり(分野間連携、マッチング支援)です。

続いて、施策2「発見・相談・支援の仕組みの充実」についてです。本施策においても、本施策を進めるにあたり、3つの事業を設けています。(1) 情報提供と包括的相談支援の充実、(2) 地域課題に対応する多機関協働の推進、(3) 福祉サービス事業者の支援と質の向上です。

続いて、施策3「多様性の尊重と権利擁護」についてです。本施策においては、2つの事業を設けています。(1) 多様性の尊重と共生の推進(外国人、LGBTQ、差別解消等)、(2) 権利擁護支援の推進(成年後見制度利用促進基本計画)です。本施策における事業により、

成年後見制度利用促進基本計画と位置づける予定です。

続いて、施策4「安全・安心な暮らしの実現」についてです。本施策においては、3つの事業を設けています。(1) 立ち直り支援の推進(再犯防止推進計画)、(2) 避難行動要支援者対策の推進、1ページめくって(3) 福祉のまちづくりの推進です。本施策における事業1により、再犯防止推進計画と位置付ける予定です。以上4つの施策展開により、地域福祉計画を進めていく予定です。

次期計画(第4次改定)の構成(案)については以上です。

会長：

次期計画(第4次改定)の構成(案)について、事務局より説明がありました。

いよいよ柱立ての協議を始めて、計画の骨子・形づくりを徐々に進めていく入口といったご説明でした。表の真ん中の列にある、次期計画の構成案というのは、あくまでも事務局が、これまでの計画や様々な意見を踏まえて、作成した案として仮置きいただいたといった理解でよろしいでしょうか。

こういったものを踏まえて、今まで話してきたこと、あるいは皆様が現場で実践されてきた出来事、課題が、どこに入ってくるのか、または、入れなくてはいけないのか、文言として足りないと感じる点等について、皆様と一緒に議論しながら肉付けに入っていく段階です。

本日もこの場で、皆様と意見交換していきませんが、結論がすぐに決まることではないです。この後も、ブラッシュアップを重ねながら整理されていく流れになると思います。発言したことが、直ちに反映されると捉えずに、自由にコメントをいただきたいと思います。まずは、気楽にご発言いただければと思います。

委員：

まず地域福祉ガイドライン項目を見たことがないため、可能でしたら見せていただければと思います。

第4章の重層的支援体制整備事業について、前回私が、発言した内容を入れていただいて、うれしく思います。

「①シ. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用既存施設・設備の活用」とありますが、この表現だと「公共施設だけ」と捉えられる可能性があるため、公共施設だけでなく、カフェやコミュニティスペースなどもあると入れていただきたいと思います。社協さんが「氷川台のえんがわ」といって、子どもから高齢者の方、誰でも集える場を始められています。こういったものを入れていただきたいと思いました。

それから、現行計画の地域福祉コーディネーターの名称が、次期の列の中からなくなっています。これは廃止されるのか、別の場所に項目立てで入るのでしょうか。東久留米では、「てこもり」や弥生地区などで活躍されていたので、なくなってしまうのか気になりました。

(3) 社会とのつながる環境づくり(分野間連携、マッチング支援) 地域づくりの右側、備考欄の「①ア. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項」についてですが、商工会など都の補助を得てやっているということも含んでいただきたいと思います。

もう1点「施策2 発見・相談・支援の仕組みの充実」について、備考には、「重層的支援体制整備事業」「アウトリーチ事業」「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」含むとありますが、4月から施工された孤独・孤立対策推進法も、柱立てに入れていただきたいと思います。様々な問題が複合的になってきているため、自分では解決できないことにより社会的孤立の問題が深刻化してしまうといった事が、どの分野でも起こっています。また、この件は、災害時にも助けとなるような、つながりの素地になると思うので、ぜひ載せていただきたいと思います。

「第6章 地域福祉を推進する公助の役割」についてですが、(2)だと「公助」という言葉がなくなっているのは、なぜかと思いました。

「施策3 多様性の尊重と権利擁護」の(2)成年後見制度利用促進について、中核機関について、どうなのか教えていただきたいと思います。

最後「第5章 計画の推進方策」についてですが、PDCA サイクルについて、入れていただいて、ありがとうございます。今後、いろいろと詰めていく部分かもしれませんが、振り返り評価は、ぜひ毎年行ってほしいと思います。

それから振り返り評価を行う組織についてですが、社会福祉審議会が、このまま行うのか、どうなのか教えていただきたいと思います。また、可能であれば、ぜひ地域のまちづくりに関わる公募委員が参加しながら振り返りを行えるといいと思います。

会長：

ご質問を含め8点のご意見をいただいたかと思います。

1点目は、ガイドライン項目についてでした。事務局、こちらのガイドライン項目は、まだ示されていないでしょうか。

事務局：

令和3年3月に出ていますので、ガイドラインは、後ほどお配りいたします。

会長：

おそらくそのなかに、取組施策のようなことが書かれているということですか。現状の計画でも表記されているといった意味合いで記載されたということです。よって、それをぜひ共有いただきたいとのご意見でした。

2点目は、資料1 ページ目右側の下段、ガイドライン項目「集う拠点の整備や既存施設等の活用」の表現が、公的なスペースといったイメージが強くなるため、カフェやコミュニテ

ィスペースなど幅広い拠点という記載が必要ではないかといったご意見でした。

3点目が、2ページの「地域福祉コーディネーター」の文言が、なくなっていることについて、何か意図があるのかといったご質問でした。この3点について、事務局、いかがですか。

事務局：

1点目の地域福祉ガイドラインについては、後ほどお配りいたします。

2点目の記載については、地域福祉ガイドラインに記載されていた部分を、そのまま載せただけですので、内容については、本審議会で皆さんに議論していただければと思います。

3点目は、市として地域福祉コーディネーターを、なくすつもりは全くございません。むしろ皆様からの意見を考えますと、拡充していく方向になろうかと思えます。ただ、前回の計画が、地域福祉コーディネーター養成計画のようになってしまったので、次期では、あえて載せていません。案には載せていませんが、枝葉の部分には地域福祉コーディネーターについての詳細を載せていけるよう皆様で考えていただきたいと思います。

会長：

現時点においては、章立ての案・施策、つまり項を書いたといった段階で、現行計画では、「地域福祉コーディネーター育成」といった項目にしていたましたが、それを「ボランティア・地域活動の促進」といった言葉に変えて、中身で扱うというイメージですか。

事務局：

そうです。ボランティアだけでなく、この先続く地域課題に対応する多機関協働推進、社会とつながる環境づくりを全部、地域福祉コーディネーターが関与していくものと考えます。

会長：

地域福祉コーディネーターについて、ここで項目として出すのではなくて、今後中身に入ってくるということでした。

4点目が、「(3) 社会とのつながる環境づくり（分野間連携、マッチング支援）」についてです。

事務局：

商工会で、短時間雇用していることを計画に載せたいということですか。

委員：

そうです。

事務局：

この件についても、今後議論できればと思います。

会長：

5点目が、孤独・孤立対策推進法について、このあたりを、触れていった方がいいのではといったご意見でした。

6点目が、現行計画「第6章 地域福祉を推進する公助の役割」について、公助の文言が消えているが、何か意図があつてのことなのかといった内容でした。

事務局：

特に意図があつて消したといったことは、ないです。公助が無くなるわけではないですし、公助・自助・共助全てにおいて大切なものだと考えています。

会長：

事務局からの回答に対して、公助もしっかりと表記したいといったご意見が、この後出てくると思います。頂いたご意見は、適切だと思います。

7点目が、次期計画の「施策3 多様性の尊重と権利擁護」についてです。中核機関を、どういったところが担っていくのか、中核機関のような所をイメージできるような文言が必要なのではといったご意見でした。

事務局：

中核機関は、既に社会福祉協議会に委託し、設置済みです。これから更に発展させていくといった取り組みになると思います。

会長：

現実として、一つ一つ中身まで確認をしていない段階なので、このような疑問が出るのは、当然だと思います。実際には、これから発展させるといったお話しでした。

そして、最終ページ「第5章 計画の推進方策」について、評価を毎年行っていくべきではないかといったご意見でした。このまま進めるかもしれないし、この中に委員を入れていくといったご意見でした。事務局から何かありますか。

事務局：

これに関しては、事務局から話す内容ではなく、皆様で進めていく件だと考えています。

会長：

大事なことだと思います。

ご意見いかがですか。どのような切り口でも構いません。見えていない、わからないといったご意見でも結構です。

委員：

「施策3 多様性の尊重と権利擁護」は、とても良いまとめ方だと思います。

一方で、「施策4 安全・安心な暮らしの実現」についてですが、安全安心な暮らしの実現中に、再犯防止の立ち直り支援を入れてしまうと、犯罪を起こさないことが、安全安心な暮らしにつながるという風に見えてしまわないか気になったため、安全・安心に入れることが適切なのか、再犯防止の委員の方にもご意見いただけたらと思います。

それから、「(2) 避難行動要支援者対策の推進」については、避難行動要支援者対策だけでなく、災害対策をもう少し膨らましてはどうかと思います。

会長：

事務局、いかがですか。

事務局：

「立ち直り支援の推進」を施策4に入れた理由は、保護司の方がよく「安全安心なまちづくりを推進していくためにも、これからも努力してまいります」と言われているということもあります。犯罪を起こさないことをメインにしている訳ではないですが、再犯防止ですので、そういった意味では、犯罪を起こさないために、どうしたら良いかといった部分につながっていくと思います。

どこに入れるか悩ましかったのですが、本日欠席の△△委員には確認済みです。

もう一つは、これから詰めていきたいと考えています。

会長：

これから広げていくためにもご意見をいただきたいといったことです。

私も、先ほどのご指摘を受けて「施策4 安全・安心な暮らしの実現」が、再犯防止とリンクする点が、逆の発想につながるかもしれないと感じていました。

この後も気づいた点、具体的にイメージできない点等を、皆さんと出し合っていきながら、出来る限り次回に向けて形にしていっていただく段階です。

▲▲委員、何かありますか。

委員：

これからどういうふうに部会などを進めていくのか教えていただきたいです。

会長：

部会として、どう進めていくかといったご質問でしたが、事務局いかがですか。

事務局：

具体的に部会を、どう進めていくかについては、検討中の課題です。現段階では、見えていない部分があるかと思いますが、この後、権利擁護の推進に肉付けがされていくので、そこで、ぜひお力を入れていただければと思います。

会長：

今のところ、この部会を兼ねて進めていくことになっていますので、この場に一緒に入っていただければと思います。

その他、ご意見等いかがですか。

委員：

確認させてください。2 ページ「2）ボランティア・地域活動の促進」のガイドライン項目にある「地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進」とありますが、この部分は、ガイドラインに入っていたため載せているのですか。どういった意図ですか。

事務局：

ガイドラインに入っていたため、参考として記載しているに過ぎないです。皆さんの議論の結果により、いらないと判断されれば、削除していただいて構いません。

会長：

一般論として、寄付活動を活性化させようといったことではなく、寄付行為が、助け合い・支え合いといった意味合いがあるから、載せているといったことなので、今後時間をかけて丁寧に説明していく必要があると思います。

おそらく今日この場だけでは、時間が足りないため中身を深く理解できないと思いますが、次の展開について事務局としては、どう考えていますか。

事務局：

この方向で骨子を作成していきたいと考えています。この場で頭出しだけをさせていただいたので、次回から内容を議論していただきたいと思っています。

会長：

本日の意見などを踏まえて、次回は仮として骨子を作成されるのお話しでした。

次回はこの場で、柱建てとして具体的な視点の足りない部分、文言修正等の議論をメインに進めていくといったことですか。

事務局：

ほぼ、それを予定しています。

会長：

今回のスケジュールとしては、骨子についての議論のみと考えていて大丈夫ですか。

福祉総務課長：

大丈夫です。

会長：

今回は、じっくりと時間をかけたいと考えていたため、確認しました。

アンケートでの市民の声、委員の皆様からの意見、それに対する現状の柱立てを示していただきました。この柱立てについて、本日いただいたご意見等を反映し変更したものを次回お示しする予定ですので、具体的な話に進む場合もあるかと思います。一方で柱立てとして足りないといったご意見があるかもしれません。今回は、議論を深める時間になるといった認識でよろしいでしょうか。

事務局：

大丈夫です。

会長：

今回は正念場ではないですが、中身を深める部分に入っていくため、お忙しいと思いますが、可能な限り資料をお目通しいただきながら、皆様それぞれの立ち位置からのご意見を留意してご参加いただけたらと思います。

8 その他

会長：

ありがとうございました。最後に、「次第. 8 その他」でございますが、事務局から何かございますか。

事務局：

今回の審議会及び部会についてですが、日程がまだ決まっておりません。詳細が決まり次

第、皆様にお知らせいたします。出来る限り、それほど遅くないスパンで進めていかないと間に合わないため、皆様にとっては、タイトなスケジュールになるかと思いますが、ぜひご協力いただければと思います。以上です。

9 閉会

会長：

ありがとうございます。逆に会議の間隔が空いてしまうと皆様も忘れてしまいますので、ぜひ皆さんも印象に残った部分などを記録していただければと思います。

それでは、本日予定した内容はすべて終了しました。議事進行へご協力を頂きありがとうございました。